

開発行為許可通知書

第 24-003 号

高松市上林町 30 番地 8
アイラックホーム株式会社
代表取締役 増元 浩二 様

令和 6 年 4 月 9 日付で申請のあった開発行為については、都市計画法第 29 第 1 項の規定により許可する。

令和 6 年 6 月 12 日

綾川町長 前田 武俊



許可の内容

開発区域に含まれる地域の名称	綾歌郡綾川町滝宮字原田井 491-2、491-9、494-2、494-3、498-1、499-1、502-2、502-3、502-5、502-6 及び地先 農道・水路
開発区域の面積	3235.99 m ²
予定建築物等の用途	一戸建ての住宅 (11 棟)

許可の条件 (不許可の理由)

- 裏面の「開発行為に対する一般的注意」を遵守すること。
- 綾川町宅地等の開発事業に関する指導要綱に基づく協定書 (令和 6 年 3 月 25 日締結) の内容を遵守すること。

法第 41 条第 1 項の規定に基づく制限

なし

(付 記)

- この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画法令、許可条件、指示命令その他宅地造成に関する法令等を守るとともに、裏面記載事項に留意して工事の適正万全を図ること。
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、都市計画法第 50 条第 1 項前段の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求をすることができる。
ただし、この処分が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、「都市計画法第 50 条第 1 項前段の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求」とあるのを「都市計画法第 51 条第 1 項の規定により、公害等調整委員会に裁定の申請」と読み替えることができる。